越前市告示第116号

公示送達について

地方税法第20条の2及び越前市市税賦課徴収条例第18条の規定により、下記の者に送達すべき文書について、次のとおり公示送達する。

令和8年11月16日

越前市長　平林　透

記

1　送達すべき書類　　令和8年11月16日発送　越税第2601号

2　送達を受けるべき者　別紙のとおり

3　書類の保管場所等　　越前市府中一丁目13番7号

越前市総務部税務課に保管し、随時交付する。

4　公示送達期間　　令和8年11月16日から7日間

以上

別紙

PHAM VAN NHAT
SUGAWARA SABRINA MAYUMI